

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
公 告	
○漁港及び漁場の整備等に関する法律による所有者不明の工作物等の措置 (漁港漁場課)	1
高知県監査委員告示	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者 (5・31掲示)	1

告 示

高知県告示第405号

令和6年4月高知県告示第337号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を北川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和6年6月7日

高知県知事 濱田 省司

- 1 所在不分明の森林所有者
 - (1) 登記簿記載の住所
安芸郡北川村菅ノ上291番地
 - (2) 氏名
前田 和稲
- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和36年8月農林省告示第805号
 - (2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

公 告

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）

第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

令和6年6月7日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
土佐市宇佐町鍋烏頭 鍋烏頭船溜
FRP船1隻（第7旭洋丸、K02-6375、船長12.28メートル、船幅3.18メートル）
- 2 所有者の行うべき措置
工作物等の所有者は、この告示の日から起算して30日以内に宇佐漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置
宇佐漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。
なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

監 査 委 員 告 示

高知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人の監査の事務を補助する者について協議が調ったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月31日（揭示済）

高知県監査委員	横山 文人
同	上田 貢太郎
同	奥村 陽子
同	五百蔵 誠一

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
武内 良平 高知市佐々木町55番地 キアラ104号
中西 法貴 高知市福井東町33-16
- 2 監査の事務を補助できる期間
令和6年5月31日から令和7年3月31日まで